



# SuMi TRUST 年金ニュース

(平成28年11月22日)



三井住友信託銀行 年金信託部

## 【確定給付企業年金】

### 育児・介護休業法の改正に伴う規約変更手続きについて

「[雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）](#)」の施行により、平成29年1月1日付で「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」の一部が改正されます。本法改正に伴い、確定給付企業年金制度を見直す場合の規約変更手続きについて、厚生労働省に確認いたしましたので、以下の通りご案内いたします。

#### 【内容】

確定給付企業年金制度の加入者の範囲から育児休業・介護休業中の者を除外している場合や、加入者期間・給付額算定期間から当該休業期間を除外している場合、規約においては事業主様において定められた「育児休業・介護休業規程」等を引用して加入者の範囲や加入者期間等を定義しております。

今般の法改正に伴い、事業主様において、当該「育児休業・介護休業規程」等を変更される場合、変更内容にあわせた規約変更が必要となります。（法改正による各改正項目については、次ページをご参照ください。）

#### 【対象】

以下2点の両方に該当するお客様は規約変更が必要となります。

- ・ 確定給付企業年金の加入者の範囲から育児休業・介護休業中の者を除外している、又は加入者期間・給付額算定期間から当該休業期間を除外している。
- ・ 「育児休業・介護休業規程」等を変更し、確定給付企業年金において、除外対象としている、育児休業・介護休業の取り扱いを変更する。

※[規約変更確認用のチェックシート](#)を作成しておりますので、ご参照ください。

また、弊社総幹事のお客様におかれまして、規約作成（数理関係書類作成）のご依頼をいただく際は、当該チェックシート、及び「育児休業・介護休業規程」等の規約で引用する諸規程の改定前・後（又は新旧対照表）を、弊社営業担当者へご連絡ください。

【規約変更に係る行政宛手続き】

届出（給付減額に該当する場合は、承認・認可申請）

※遡及適用は不可とされているため、届出の日以降の日を施行日とする必要があります。

（平成29年1月1日付で規約変更する場合は、12月中に届出する必要があります。）

※数理関係書類の添付が必要となります。

（参考）育児・介護休業法の改正項目と、確定給付企業年金制度への影響

育児・介護休業法の改正項目は以下の通りとなります。各項目に応じて、想定される確定給付企業年金制度への影響をご案内します。

通番	育児・介護休業法の改正項目	確定給付企業年金制度（加入者の範囲、加入者期間等の算定）に想定される影響
1	介護休業の分割取得	介護休業を取得する機会が柔軟化されるため、影響する可能性があります。
2	介護休暇の取得単位の柔軟化	「介護休暇」や「看護休暇」を除外対象としている場合や、有期契約労働者を加入者として取り扱っている場合等において、影響する可能性があります。
3	介護のための所定労働時間の短縮措置等	
4	介護のための所定外労働の制限（残業の免除）	
5	有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和	
6	子の看護休暇の取得単位の柔軟化	
7	育児休業等の対象となる子の範囲	育児休業等を取得する機会が増えることとなるため影響する可能性があります。
8	いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置義務の新設	—

各項目の内容詳細については、以下をご参照ください。

[【育児・介護休業法のあらまし】第1 改正育児・介護休業法のポイント](#)

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3825